公　　示　　公　　告

令和２年１月２３日
次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長　笠　井　之　彦

１　件名　裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）
２　調達内容，納入期限及び納入場所
別添「見積り合せ要領」のとおり
３　見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件　名：裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長　笠　井　之　彦

１　一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は，最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和２年１月２３日に公示公告した「裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）」（以下「業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し，遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は，裁判所から提供を受けた文書，データ等すべて（本要領のほか，追加資料を含む。以下，総じて「裁判所提示文書」という。）について第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず，裁判所提示文書を本件調達手続以外の目的（広告，宣伝，販売促進，広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は，本要領の内容を十分に了知の上，裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

２　見積合せに参加する者に必要な資格等

⑴　最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

⑵　３⑷の技術審査に合格した者。

３　見積合せに付する事項

⑴　件名

裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）

⑵　業務内容，納入期限及び納入場所

別添仕様書のとおり

⑶　見積書提出期限及び納入場所

ア　見積書提出期限

令和２年３月１３日（金）午後５時まで（郵送又はファクシミリによる提出可）

※　ファクシミリの場合は，追って原本を提出する必要があります。

イ　見積書提出場所

〒102-8651　東京都千代田区隼町４番２号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

⑷　技術審査

参加者は，履行能力を審査するために別添「技術審査要領」に従い，技術審査願を令和２年２月１３日（木）午後５時までに提出してください。

なお，審査結果については，令和２年３月６日（金）正午までに電話又は電子メールにより通知します。

⑸　契約締結予定日

令和２年４月１日（水）

４　参加者は，上記３⑶ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお，見積書には，仕様書の各品目の予定数量及び各作業の予定枚数に単価（少数点以下第２位まで可）を乗じて得た金額（少数点以下単数切り捨て）の合計金額（本件業務に要する価格のほか，運送費，保険料及び関税等一切の諸経費を含めた

金額とすること。）を記載してください。

また，見積金額は，消費税課税業者については，消費税及び地方消費税の金額も記載してください。

おって，消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には，消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5　見積書の提出期限（３⑶ア）を徒過した場合は，無効とします。

6　契約の相手方について

⑴　受注者は，見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が，裁判所が定めた予定価格以内で，最低の金額の見積りをした者とします。

⑵　同額の見積書を提出した者が２者以上あるときは，その同額の見積書を提出した者において，別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい，前回の見積書の金額以下で，かつ，最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

⑶　上記⑵において，同額の見積書を提出した者が２者以上あるときは，別途指定する日時において，くじ引きにより受注者を定めます。この場合，くじを引かない者があるときは，これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7　照会

⑴　本要領の内容に関し，合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。なお，照会は書面又は電子メールによることとします。

ア　受付窓口

〒102-8651　東京都千代田区隼町４番２号
最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：望月）
電　話　０３－３２６４－５８６４（係直通）
ＦＡＸ　０３－３２３４－０９２３
E-mail　Mochizuki.Kei002@courts.jp
(CC:Kasai.Shunsuke006@courts.jp)

（ＦＡＸ及びE-mailによる場合は，電話連絡をお願いします。）

イ　受付時間

午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで
（裁判所の休日を除く。）

ウ　照会締切

㋐　仕様書記載内容及び技術審査作成に関する照会締切
令和２年２月６日（木）正午まで

㋑　その他手続等に関する照会締切
令和２年３月６日（金）正午まで

⑵　本要領に関する公告内容，本入札説明書に関する修正又は追加情報が発生した場合，裁判所は，該当者全員に対して当該情報を提供します。また，照会に対する回答についても同様とします。

8　その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は，提出者の負担とします。

仕　　様　　書

1　件名

裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等

2　業務内容，予定数量及び納入期限等

⑴　業務内容

ア　マークシート用紙の製造作業

イ　マークシート用紙の読み取り作業等

㋐　マークシート用紙の読み取り作業

㋑　読み取り結果の採点作業

㋒　採点結果の集計及びデータ作成作業

⑵　予定数量及び納入期限等

ア　マークシート用紙の製造作業（⑴のア）

別紙１のとおり

イ　マークシート用紙の読み取り作業等（⑴のイ）

別紙２のとおり

3　対象試験の種類及び種目

対象試験の種類及び種目は，次の表のとおり。

なお，本仕様書では，試験の種類ごとに対応する略称欄記載の名称を用いる。

<table>
<tr><th>NO.</th><th colspan="3">試験の種類</th><th>略称</th><th>試験種目</th></tr>
<tr><td>⑴－１</td><td rowspan="6">裁判所職員
採用総合職試験</td><td rowspan="4">裁判所事務官</td><td rowspan="2">院卒者区分</td><td rowspan="2">ＡＸ</td><td>基礎能力試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑴－２</td><td>専門試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑵－１</td><td rowspan="2">大卒程度区分</td><td rowspan="2">ＢＸ</td><td>基礎能力試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑵－２</td><td>専門試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑶</td><td rowspan="2">家庭裁判所
調査官補</td><td>院卒者区分</td><td>ＡＹ</td><td>基礎能力試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑷</td><td>大卒程度区分</td><td>ＢＹ</td><td>基礎能力試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑸－１</td><td rowspan="3">裁判所職員
採用一般職試験</td><td rowspan="3">裁判所事務官</td><td rowspan="2">大卒程度区分</td><td rowspan="2">Ｃ</td><td>基礎能力試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑸－２</td><td>専門試験
（多肢選択式）</td></tr>
<tr><td>⑹</td><td>高卒者区分</td><td>Ｄ</td><td>基礎能力試験
（多肢選択式）</td></tr>
</table>

4　秘密保持等

⑴　受注者は，いかなる場合においても，裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製

造及び読み取り作業等（以下「本業務」という。）の内容その他業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

⑵　個人情報の取扱いについては次のとおりとする。

ア　受注者は，マークシートの読み取り作業により作成した情報について，滅失，毀損，漏えい，複製の作成，目的外利用等を行ってはならない。ただし，本仕様書に別途定められている場合，最高裁判所（以下「発注者」という。）の指定する職員（以下「監督職員」という。）の指示に基づく場合その他正当な理由がある場合には，この限りではない。

イ　受注者は，個人情報の管理を行う責任者等の管理体制，個人情報等の管理状況等について記載した書面を監督職員に提出する。

ウ　受注者の故意又は過失によって情報の漏えいがあった場合には，直ちにその内容を監督職員に報告するとともに，被害の拡大を防止する措置を講じる。

エ　受注者は，マークシートの読み取り作業により作成した情報について，監督職員から削除の指示があった場合には，データ消去ソフト等を用いて，速やかに当該情報を復元が困難な状態にし，その日時，場所，方法等を明示した報告書を監督職員に提出する。

⑶　業務の再委託

ア　受注者は，原則として，本件業務の全部又は一部を第三者に再委託しない。ただし，受注者において委託が必要であると判断した場合には，その理由と委託する範囲を明示した上，書面により発注者に申請し，事前に承諾を得ること。

イ　委託することについて発注者の承諾が得られた場合には，受注者は，再委託の相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同等の義務を負わせるものとし，再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

5　その他

⑴　受注者は，本業務の作業者として，読み取り機及び使用ソフトの扱いを熟知している者を受注者の負担において用意すること。

⑵　受注者は，監督職員と事前に十分な打ち合わせを行い，本業務が円滑に実施されるように努めること。

⑶　その他，本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には，発注者及び受注者が協議の上，定めるものとする。

（別紙１）

マークシート用紙の製造仕様書

事項	仕様		
品名	基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート ● (1)-1ＡＸ，(2)-1ＢＸ ● (3)ＡＹ，(4)ＢＹ ● (5)-1Ｃ	専門試験（多肢選択式）用マークシート ● (1)-2ＡＸ，(2)-2ＢＸ ● (5)-2Ｃ	基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート ● (6)Ｄ
規格	82㎜×257㎜	100㎜×257㎜	91㎜×257㎜
予定数量	約15,300枚	約14,000枚	約4,700枚
数量確定予定時期	令和2年4月13日（月）頃		令和2年8月6日（木）頃
納入期限	令和2年4月23日（木）		令和2年8月24日（月）
納入方法	20枚及び50枚毎に帯かけをして，２種類の束ごとに梱包して納入すること。各束ごとの数量は別途指示する。		
納入場所	最高裁判所　（東京都千代田区隼町４番２号）		
組版	見本及び発注者の指示に従って，受注者が文字等を組むものとする。		
見本原稿	有（紙原稿）		
印刷方法	オフセット印刷（片面印刷）		
刷色	２色刷り		
紙質	ＯＣＲ用紙　四六判135kg		
校正	受注者の持参校正とし，校正回数は，１校を基準とするが，その目的に達しない場合は，この限りではない。		
校正担当者	最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係　（東京都千代田区隼町４番２号）		
備考	(1) 予定数量は過去実績に基づく数量であるため，実際の数量については，増減する可能性がある。 (2) 全ての用紙について，最高裁判所に持ち込む読み取り機において確実に読み取りができる用紙を製造すること。 (3) 受注者は，本件製造作業について，この仕様書に定める事項を遵守し，製造及び納入すること。 (4) 用紙については，いわゆるグリーン購入法に適合し，かつ，古紙リサイクル適性ランクリストで定める，Aランクに該当する資材のみを使用して製造すること(ただし，発注者が指定した用紙がこれに該当しない場合を除く。)。 (5) 契約締結後速やかに別紙様式第1「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を，納品時に別紙様式第2「資材確認票」を監督職員にそれぞれ提出すること。 (6) (4)及び(5)のほか，いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。ただし，当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には，発注者の了解を得た場合に限り，代替品の納入を認める。 (7) 原稿作成，校正等のスケジュールについては，監督職員と調整の上，速やかに工程表を作成，提出し，その遵守に努めること。 (8) 入稿から校了に至るまでの修正に関し，原稿の差替え及び修正等の作業については，速やかに対応すること。また，各段階の校正原稿を校正担当者に提出する際には，受注者は必ず複数人による内校正作業を実施し，誤字，脱字がないか，図表等が正しく転載されているか等を確認すること。 (9) 発注者が交付するデータを，受注者が使用する場合には，文字によっては異なる字体で出力されることを前提として取り扱い，校正等は書面で行うことを原則とすること。 (10) アドビ・イラストレーター等のグラフィック・アプリケーションを使用してファイルを作成する場合には，アウトライン化やラスタライズ等を行った後に授受をすること。 (11) 前記規格を満たしているか確認するために，納入する用紙と同じものを各2枚，発注者に提出すること。 (12) 成果物の納品の際には，折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。 (13) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については，発注者及び受注者が協議の上，定めるものとする。 (14) 本件製造物の著作権は全て発注者に帰属するものとする。 (15) 納品の際は，品名，数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。 (16) 納品日時については，納入期限内で双方協議の上，決定する。		

（別紙２）

マークシート用紙の読み取り作業等仕様書

<table>
<tr><td>事項</td><td colspan="4">仕様</td></tr>
<tr><td>品名</td><td>基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート
● (1)-1ＡＸ，(2)-1ＢＸ
● (5)-1Ｃ</td><td>専門試験（多肢選択式）用マークシート
● (1)-2ＡＸ，(2)-2ＢＸ
● (5)-2Ｃ</td><td>基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート
● (3)ＡＹ，(4)ＢＹ</td><td>基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート
● (6)Ｄ</td></tr>
<tr><td>予定枚数
※１</td><td>約10,000枚</td><td>約10,000枚</td><td>約700枚</td><td>約3,300枚</td></tr>
<tr><td>作業場所</td><td colspan="4">最高裁判所（東京都千代田区隼町４番２号）</td></tr>
<tr><td>作業日時</td><td colspan="3">令和2年5月12日（火）午前9時30分から午後5時まで
同月13日（水）午前9時30分から午後5時まで
同月14日（木）午前9時30分から午後0時まで （予備日）</td><td>令和2年9月10日（木）
または17日（木）のうち
いずれか指定する１日の
午前9時30分から午後5時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用機材の設置時期等※２</td><td colspan="3">設置期限
令和2年5月12日（火）午前9時30分まで</td><td>設置期限
令和2年9月10日（木）
または17日（木）のうち
いずれか指定する１日の
午前9時30分まで</td></tr>
<tr><td colspan="4">撤去期限
作業終了後速やかに撤去する。</td></tr>
<tr><td>成果物※３</td><td colspan="4">①採点結果データ（別紙４），②選択肢別解答率表（別紙５），
③正答率識別指数表（別紙６），④得点度数分布表（別紙７）</td></tr>
<tr><td>成果物
納入期限</td><td colspan="3">令和2年5月14日（木）午後0時まで（時間厳守）</td><td>上記で指定した作業日の
午後5時まで（時間厳守）</td></tr>
<tr><td>成果物の訂正等の連絡期限</td><td colspan="3">令和2年5月20日（水）</td><td>上記で指定した作業日から起算して5日以内（ただし，最終日が裁判所の休日に当たる場合には翌開庁日とする）</td></tr>
<tr><td>訂正等された成果物の最終納入期限</td><td colspan="3">令和2年5月22日（金）</td><td>上記連絡をした日から起算して2日以内（ただし，最終日が裁判所の休日に当たる場合には翌開庁日とする）</td></tr>
<tr><td>納入場所</td><td colspan="4">最高裁判所（東京都千代田区隼町４番２号）</td></tr>
<tr><td>作業完了報告</td><td colspan="4">作業終了後に作業完了報告書（別紙８）を紙媒体（各１部）により提出する。</td></tr>
<tr><td>作業完了報告書提出期限</td><td colspan="3">令和2年5月29日（金）</td><td>令和2年9月30日（水）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">(1) 読み取り作業等は，別紙３の作業要領に基づき行うこと。

(2) 読み取り作業等は，最高裁判所の職員（以下「担当職員」という。）立会いの下で行うこと。

※１ 予定枚数は，過去実績に基づく数量であるため，実際の数量については，増減する可能性がある。
作業終了時刻を超える見込みのある場合は，監督職員の指示を受けること。

※２ 使用機材について
１ 使用機材
受注者は，以下の機材を用意し，最高裁判所内の監督職員が指定する場所へ持ち込み，設置を行うこと。
① 読み取り作業用機材（以下「読み取り機」という。）
② ①と接続可能なパソコン
③ ①と接続可能なプリンター
なお，持ち込み台数は，マークシート用紙の読み取り作業等を作業期間内に完了するために必要な台数を用意すること。
２ 使用するソフトウェア
受注者は，読み取り，読み取り結果の採点，採点結果の集計及び印刷を確実に行えるソフトウェアを使用すること。
なお，カスタマイズ等が必要な場合は，令和2年5月8日(金)までに行い，発注者からの要請に応じてデモンストレーションを行えるように準備しておくこと。
３ 保守点検等
受注者は，読み取り作業等を行う前に１のメンテナンス（保守・点検）及び同機材に対応する読み取りソフトの設定（今回納入する仕様のマークシート用紙の読み取りが行える状態にすること。）を行うこと。
なお，部品の交換等が発生した場合の費用は受注者の負担とする。
４ その他
機材の持ち込み，設置及び撤去に係る費用は受注者の負担とする。

※３ 成果物は電子データにより提出する。</td></tr>
</table>

（別紙３）

マークシート用紙の読み取り作業要領等

１　マークシート用紙の読み取り作業要領

⑴　読み取り単位

試験地，試験種類，試験種目ごとに読み取る。

なお，試験地はＤ試験が地裁５０箇所，それ以外の試験は地裁・家裁各３７箇所である。

（例）東京都のＡＸの基礎能力試験が１単位

⑵　読み取り回数

各２回

⑶　読み取り作業

ア　⑴の単位で，マークシートに記載されているマークを，読み取り機を用いて，全て読み取り，以下の項目の記載の有無をチェックすること。

㋐　解答

㋑　受験番号

㋒　選択問題のチェック（専門試験のみ）

イ　不鮮明なマークがあった場合は，担当職員へ報告し，担当職員がマークの検査及び訂正後に，再度，読み込み作業を行うこと。

⑷　⑶の作業後，担当職員が提示する「受験予定者一覧」と照合し，欠席者のチェックを行い，欠席者について担当職員へデータにより報告すること。受験予定者一覧と一致しないデータがあった場合は，担当職員が目視できる状態で，受注者が修正を行うこと。

⑸　データ照合

ア　１回目と２回目の読み取りデータを照合し，全て内容が一致していることを確認すること。

イ　不一致データがあった場合は，担当職員が目視できる状態で，受注者が修正を行うこと。

２　マークシートの採点作業要領

⑴　採点作業

ア　採点方法は，全て択一問題で採点すること。

イ　採点後，発注者から正答の訂正などの要望があった場合は，迅速に対応すること。

また，問題に不具合があった場合は，以下の方式で再処理を行い，訂正等を加えた成果物を速やかに納入すること。

㋐　無効問題

その問題を無効として採点しない。

なお，無効として採点しない処理と併せて，無効問題以外の同一科目問題の素点に一定の割合を乗じて素点調整を行う場合がある。

㈠　全加点

解答に関係なく，全員に配点分の点数を与える。

㈡　択一多正答

正答とは別の選択肢を正答に加えて点数を与える。

⑵　採点対象についての留意点

ア　ＡＸ受験者のうち，「特例」を希望しない者及びＡＹ受験者の基礎能力試験については，全４０問のうち，第３１問から第４０問までは採点対象外とすること。

イ　ＡＸ，ＢＸ及びＣの専門試験については，２科目から１つを選び解答する選択問題があり，選択しなかった科目の問題は採点対象外とすること。

３　マークシート用紙の集計及びデータ作成作業要領

以下のとおり，集計及びデータ作成作業を行うこと。

集計単位数は，⑴のア，イ，ウは４種類を，エは約２６種類を予定している。ただし，必要に応じ，担当職員が指示する集計単位のものを随時作成すること。

⑴　作成データ及び集計単位

ア　採点結果データ（別紙４）

試験の種類及び種目別（例：ＡＸ基礎能力試験など）に，全受験者のデータを集計したものとすること。

イ　選択肢別解答率表（別紙５）

試験の種目別（例：ＡＸ，ＢＸ，Ｃ専門試験など）に全受験者のデータを集計したものとすること。

ウ　正答率識別指数表（別紙６）

試験の種目別に全受験者のデータを集計したものとすること。

エ　得点度数分布表（別紙７）

試験の種類，試験の種目別に，全受験者のデータを集計したものとすること。また，集計に当たっては，１問から３０問までのように問題数の指定に対応すること。

⑵　データ集計対象についての留意点

データ集計に当たっては，上記１⑴の他，以下の点に留意すること。

ア　ＡＸの基礎能力試験については，「特例」を希望する受験者は，全４０問が採点対象であり，上記⑴アからウまでのデータ作成に当たっては全４０問を集計対象とするが，上記⑴エの得点度数分布表の作成に当たっては，第１問から第３０問までの３０問を集計対象とし（３０点満点とする。），ＡＸ受験者のうち，「特例」を希望しない受験者のデータと合算して集計すること。

イ　ＡＹの基礎能力試験については，全４０問のうち，第１問から第３０問までが採点対象であり，第３１問から第４０問は採点対象外であるため，上記⑴のデータ作成に当たっては，第１問から第３０問までの３０問を集計対象とする（３０点満点とする。）こと。

⑶　データ作成方法

データ作成は，別紙４から別紙７のイメージ案を参考に作成すること。

なお，詳細内容については，契約締結後，監督職員と調整の上，決定する。

（別紙４）

採点結果データベースファイル（イメージ）

【共通事項】データベースファイルはエクセル形式により提出する

【基礎能力試験】

- ＡＸ，ＢＸ，ＡＹ，ＢＹ
- Ｃ

100001　○　○　○　○　15　0
105001　○　○　○　○　16　5
①　②　③　④

※　左から，①「受験番号」，②「受験者氏名」，③「素点１」，④「素点２」

※　素点１は全４０問のうち，第１問から第３０問までの素点。

※　素点２は全４０問のうち，第３１問から第４０問までの素点。ＡＸで特例希望のない場合及びＡＹでは，採点対象外のため，0と表示する。

- Ｄ

100001　○　○　○　○　23
①　②　③

※　左から，①「受験番号」，②「受験者氏名」，③「素点」

【専門試験】

- ＡＸ，ＢＸ
- Ｃ

105001　○　○　○　○　22　2
①　②　③　④

※　左から，①「受験番号」，②「受験者氏名」，③「素点」，④「選択科目」（選択なし「0」，刑法「1」，経済理論「2」）

（別紙５）　　選択肢別解答率表（イメージ）

●年度　基礎能力(専門)試験　　実施日　●年●月●日

選択肢別解答率表(AX,BX,C,AY,BY)

問題番号	正解	選択肢別 解答数(解答率)													
		1		2		3		4		5		ノーマーク		マルチマーク	
		解答数	解答率	解答数	解答率	解答数	解答率	解答数	解答率	解答数	解答率	解答数	解答率	解答数	解答率
1	5	163	1.3	750	5.9	996	7.9	3173	25.1	7561	59.8	1	0.0	0	0.0
2	4	1041	8.2	3202	25.3	691	5.5	6388	50.5	1311	10.4	11	0.1	0	0.0
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

（別紙６）　　正答率識別指数表（イメージ）

●年度　基礎能力(専門)試験　　実施日　●年●月●日

正答率識別指数表(AX,BX,C,AY,BY)

問題番号	正答	識別指数	上位正答数	上位正答率	下位正答数	下位正答率	全体正答数	全体正答率
1	5	0.231	2233	70.6	1516	48.0	7561	59.8
2	4	0.316	2090	66.1	1091	34.5	6388	50.5
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

（別紙７）　　得点度数分布表（イメージ）

●年度　基礎能力(専門)試験　　実施日　●年●月●日

得点度数分布表(AX特例あり,BX,C)

標準偏差:4.20　平均点:17.97　問題数:40　合計点数:40　受験人数:11945

得点	人数	積算	割合(%)
40	0	0	0.0
39	0	0	0.0
38	0	0	0.0
37	0	0	0.0
36	0	0	0.0
35	0	0	0.0
34	0	0	0.0
33	3	3	0.0
32	2	5	0.0
31	7	12	0.1
30	20	32	0.2
29	36	68	0.3
28	83	151	0.7
27	115	266	1.0
26	189	455	1.6
25	282	737	2.4
24	392	1129	3.3
23	542	1671	4.5
22	706	2377	5.9
21	894	3271	7.5
20	993	4264	8.3
19	1068	5332	8.9
18	1139	6471	9.5
17	1102	7573	9.2
16	1020	8593	8.5
15	857	9450	7.2
14	775	10225	6.5
13	569	10794	4.8
12	432	11226	3.6
11	287	11513	2.4
10	202	11715	1.7
9	108	11823	0.9
8	63	11886	0.5
7	35	11921	0.3
6	13	11934	0.1
5	6	11940	0.1
4	4	11944	0.0
3	1	11945	0.0
2	0	11945	0.0
1	0	11945	0.0
0	0	11945	0.0

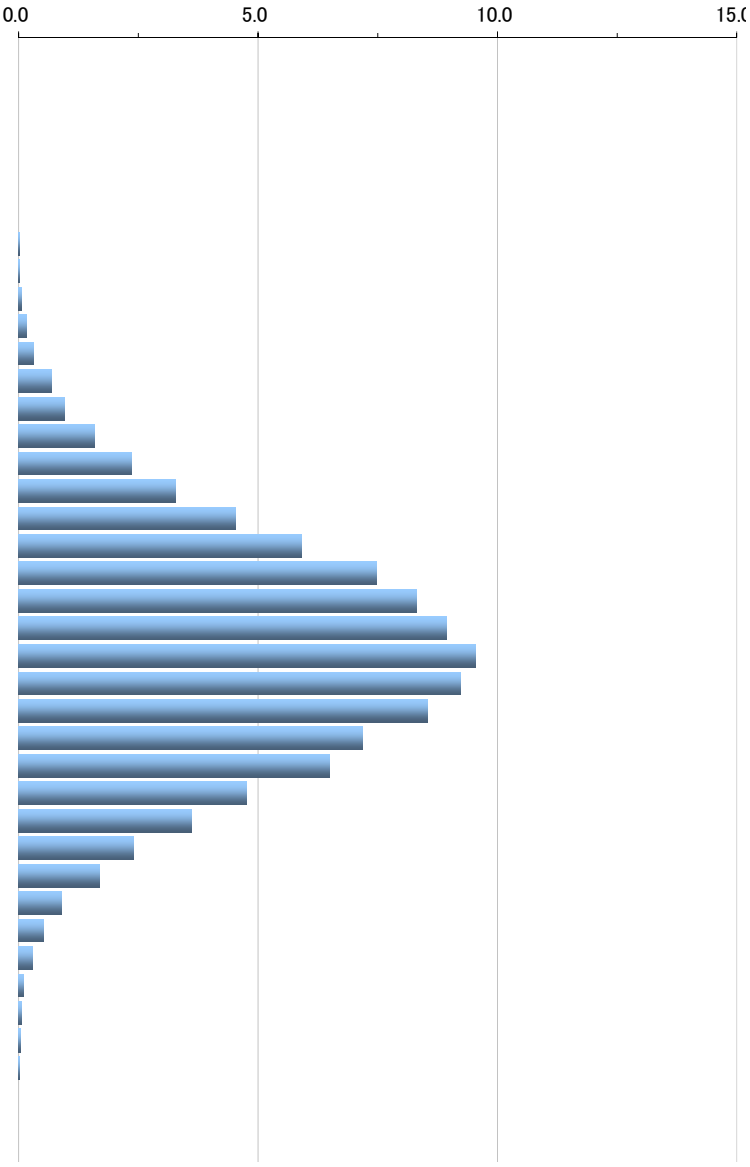

（別紙８）

作業完了報告書

最高裁判所　御中

下記のとおり作業を全て完了したことを報告します。

１　作業内容

⑴　マークシート用紙の読み取り・採点作業等（※１）

ア　基礎能力試験　●件

裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官）

裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）

イ　専門試験　●件

裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官）

裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）

ウ　基礎能力試験　●件

裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）

⑵　マークシート用紙の集計及びデータ作業

ア　採点結果データ

イ　選択肢別解答率表

ウ　正答率識別指数表

エ　得点度数分布表

⑶　マークシートの読み取り作業により作成した情報の削除作業

２　作業完了日時（※２）

⑴　１⑴ア及びイについて　令和●年●月●日　時　分

⑵　１⑴ウについて　令和●年●月●日　時　分

⑶　１⑵のアからエについて

ア　１⑴ア及びイ分　令和●年●月●日　時　分

イ　１⑴ウ　令和●年●月●日　時　分

⑷　１⑶について　令和●年●月●日　時　分

削除した場所＿＿＿＿＿＿＿＿

削除の方法　＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

住所

氏名　　印

（注）裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の作業については，以下のとおり記載する。

※１

マークシートの読み取り・採点作業等

基礎能力試験　●件

裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）

※２

２　作業完了日時

⑴及び⑵について　令和●年●月●日　　時　　分

⑶について　令和●年●月●日　　時　　分

削除した場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

削除の方法　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙様式第１）

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

受注者：

工程		実現	基準（要求内容）
製版		はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A　工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工		はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
		はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工		はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

（別紙様式第２）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

件名：

資材確認票（見積・変更・最終）

株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文					
	表紙					
	見返し					
	カバー					
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

（別添）

技術審査要領

本件「裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）」の見積もり合わせに参加を希望する者は，履行態勢等の証明のために，下記に従い，技術審査願を提出し，裁判所による審査を受けなければならない。

１　提出書類

⑴　技術審査願（別紙様式第１）

⑵　マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表（別紙様式第２）

⑶　別紙様式第２に記載した読み取り機の機種及び読み取りソフトの性能等がわかる書面（カタログ等の写し）

２　提出期限

令和２年２月１３日（木）午後５時まで

３　提出場所

〒102-8651　東京都千代田区隼町４番２号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（事務棟１階）

４　提出部数

２部（正本１部，副本１部）

５　審査結果

令和２年３月６日（金）正午までに適宜の方法により通知する。

６　提出に関する注意

⑴　提出書類について，当庁から説明を求められた場合には，速やかにこれに応じなければならない。

⑵　技術審査願の作成に要する費用は，提出者の負担とする。

⑶　提出された証明書類は，本件審査以外に，提出者に無断で使用することはない。

⑷　提出された証明書類の差替え及び再提出は一切認めない。

⑸　提出された証明書類は返却しない。

（別紙様式第１）

令和　　年　　月　　日提出

最高裁判所事務総局経理局長　殿

技　術　審　査　願

提出者の
住所
氏名及び印（又は署名）

下記１の見積もり合わせに参加したいので，別添のとおり技術審査願を提出します。

記

１　調達件名

裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）

２　提出資料

⑴　マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表（別紙様式第２）

⑵　⑴のマークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表に記載した読み取り機の機種及び読み取りソフトの性能等がわかる書面（カタログ等の写し）

３　問い合わせ先（連絡担当者の名刺を貼付）

（別紙様式第２）

令和　　年　　月　　日

提出者の
住所
氏名又は法人名及び印又は署名

マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表

番号	項　　目		記　入　欄
1	マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績（作業日数及び枚数を含む）※１	1	
		2	
2	読み取り機の機種（規格等）及び読み取りソフト名	読み取り機の機種（規格等）	
		読み取りソフト名	
		規格上の読み取り速度（１時間当たりの枚数）	
3	読み取り作業態勢※２	使用する読み取り機の予定台数，作業予定人員	
		作業時間内での読み取り作業終了の可否	

※１　マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績について次のとおりとする。
　平成29年4月1日から令和2年1月31日までの間に締結した，大学，官公庁，企業等の試験問題におけるマークシート用紙の製造及び読み取り作業の契約実績のうち，主要な契約を２件記載すること。
　また，記載した契約の業務内容がわかる書面（契約書や，仕様書等の写し）を添付すること。
※２　予備日は考慮せずに見込みを記載すること。